


報告第13号

専決処分の報告について（第4号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年12月10日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 


提案理由

車両物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専 決 処 分 書

車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年11月30日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

- 1 事故発生日時 令和3年10月15日 午後2時頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市富士見ヶ丘1丁目25番1外  
みらいの森公園 駐車場
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 みらいの森公園駐車場に駐車しようとして事業用マイクロバスが入口から進入した際、車両前方左タイヤで雨水グレーチング蓋の端を踏み荷重が加わったため、反動で蓋1枚がはね上がり、車両下のオイルパンが破損した。
- 5 損害賠償額 253,907円
- 6 市の過失割合 1.00%